

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
防 衛 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是とし、核軍縮・核廃絶を世界に向けて訴え続けてきた中、一昨年には、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、官民一体となって、国際平和を主導する役割を担うことが期待されている。

一方で、政府は、安全保障の指針となる、いわゆる戦略3文書の前倒し改定に向けた議論を開始し、これに伴う、非核三原則の見直しを不安視する声がある。

近年、核を保有する中国やミサイル実験を繰り返す北朝鮮を巻き込んだ緊張と対立が続く中、広島・長崎のような非人道的惨禍を繰り返さないためにも、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた努力を放棄することなく、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていくべきである。

よって、本県議会は、国会及び政府において、核兵器の廃絶を通じて、人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和を実現するため、非核三原則を堅持するよう強く要請する。